

■ 4つの「経営理念」

- ① 私たちは納税者の権利を守り中小企業と国民を大事にする税制をめざします。
- ② 私たちは中小企業のよい会社づくりを通してお客様の満足を追求します。
- ③ 私たちは身近でかけがえのないコンサルタントをめざします。
- ④ 私たちはお互いに成長し、豊かさを創造する職場づくりをめざします。

# 第一経理ニュース

- 三〇条の言い分 ..... 1
- PICK UP 会社訪問インタビュー ..... 2
- 改正税法 ..... 4
- コロナを生き抜く ..... 5
- グループ法人・事業部紹介 ..... 6

- 保険ワンポイント ..... 6
- 私の〇〇 ..... 7
- 業種別景況分析 ..... 7
- INFORMATION ..... 8



## 三〇条の言い分

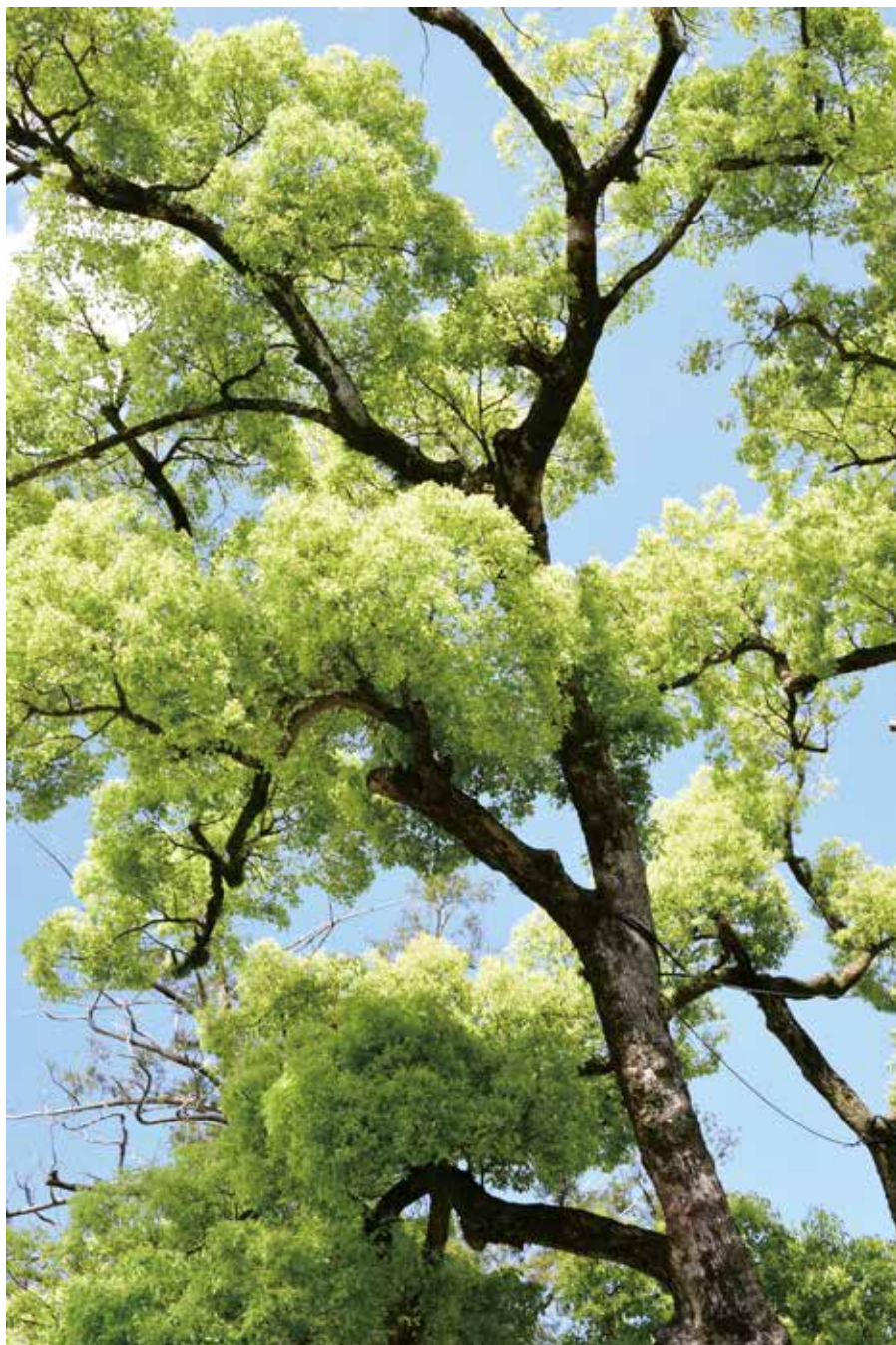
新型コロナの変異株による感染が急拡大し、東京でも3度目の緊急事態宣言発令となった。宣言慣れした感があり、「伝家の宝刀」とはいかない。GW連休中の人流抑制をしきれず、期限延長となった。大阪では、病床逼迫により医療体制が危機的状況となった。東京でも予断を許さない状況である。

しかし、個人の生命よりも五輪が優先され、営業自粛せざるを得ない事業者や失業者など国民の生活が脅かされている。生存権を保障する憲法に基づいた対応が強く求められる。

迅速性を欠く特措法ではコロナ禍の対応が間に合わない、非常時は内閣による政令で私権を一時的に制限する「緊急事態条項」が必要とし、憲法改正が注目されている。

今国会では、国民投票法の改正案が成立の方向である。コロナ禍でも憲法改正の動きは止まらない。強権的支配を可能とする条項を憲法に盛り込んでよいのだろうか？憲法の行く末を決めるのは主権者たる私たち国民であることを忘れてはならない。

(F)



撮影者:他抜



## 「デザイン」の可能性を追い求めて

2021年3月。東日本大震災から10年の節目を迎えた春、寺内氏は福島県西郷村を訪れていました。透明感のあるみずみずしい感性で、店舗デザインや伝統を生かしたプロダクトデザインを手がけ、グッドデザイン賞など数々の受賞歴をもつ寺内氏。震災からの復興に寄り添う福島との関わりや、デザインという仕事への思いを伺いました。

### 全てが失われた甚大な被害

福島県浪江町にある大堀相馬焼の「松永窯」さんと知り合ったのは、震災から2年後のこと。仕事関係者から紹介されたのがきっかけです。大堀相馬焼とは江戸時代の相馬藩で発展した焼き物で、経済産業省の伝統的工芸品にも指定されるもの。話を聞き、その工房が震災によって壊滅的な被害を被ったことを知りました。衝撃を受けたのは地震で工房そのものが破壊されてしまったことに加え、「土もの」の命である陶土が放射能問題で使用できなくなってしまったということ。さらに浪江町一帯が帰宅困難区域になってしまっていること……。まさに言葉を失うような状況で「デザイナーとして何か役に立てるだろうか?」と考え込んだものです。

相馬焼のシンボルともなっているのが旧相馬藩の「御神馬」の絵。この駒絵と「青ひび」と呼ばれる地模様が江戸時代から続く伝統の意匠で、明治時代には二重焼というとても珍しい二重構造の技法を確立したことでも知られています。でも、佐賀・唐津の出身で東京で仕事をしていた私にとって相馬焼はそれまであまりなじみのなかったもの。まずは福島県内をまわって相馬焼についての知識を深めたり、関係者にお会いしてヒアリングを重ねたりしていきました。

### 東京から「デザイン」で福島を支える

「松永窯」さんが避難先の仮設工房で創作を再開された後、午年の2014年にコラボレーションブランド「KACHI-UMA」プロジェクトを始動しました。こちらは、建築やファッションなど各分野で活躍する10人の

デザイナーやクリエイターによる10種類のお湯呑みシリーズ。まだまだ大変な時期でしたので焼き物としての形状は定番のものとし、転写技術を生かしてデザインのみで新たな商品作りを試みたものです。仲間や知人のデザイナーに声をかけたところ快く協力してくれて、個性豊かな作品が完成しました。その後も都内で発表会を開いたり販路を探すなど「松永窯」さんと走り回ってデビューさせた思い入れのあるシリーズです。

ちなみに、昔から左を向いて走る相馬焼の駒絵は別名を「左馬」といい「右に出るものがない」縁起ものとして親しまれているもの。「KACHI-UMA (勝ち馬)」の名はそこからいただきました。「松永窯」さんはその後も伝統の技術や意匠を継承しながら意欲的に新しいものづくりに取り組まれていて、都内のデパートや雑貨店でも好評なのだそう。私にとっても刺激や元気をもらえる存在になっています。

そんな「松永窯」さんが震災後10年を迎える節目の3月に新築の工房をオープンすることになり、私が内装デザインを担当させていただくことに。福島の方々はもちろんですが、「KACHI-UMA」プロジェクト以後も二重焼の構造を生かした酒器「IKKON」を開発するなど、細く長く関わらせていただいた私にとってうれしいプロジェクトとなりました。

オーダーは、工房とギャラリーを兼ねるだけでなく、中長期的な「文化と人の交流の発信拠点」にしたいというもの。オープン直前の陳列まで張り切って行いました。新しい工房は、福島県西郷村の美しい里山風景の中にあります。東北道の白河ICからすぐ近くですので、お近くに行かれることがあったらぜひお立ち寄りください。

## 大切なのはいかに「顔」をつくるか

クリエイティブディレクター、デザイナーというと、具体的にはどんな仕事をしているの?と聞かれることがあります。私の場合は、プロダクトデザインや、店舗・展示会・住宅の内装といったデザインワークのほか、生活雑貨やインテリア専門店を中心としたクリエイティブディレクションも多く手がけています。

というとさらにわかりにくいのですが、例えば新しいお店やブランドを立ち上げる際にコンセプトを考えますよね。私の仕事は、そのコンセプトをクライアントと一緒に深めながら、どんなお客様にどんな商品をどのように届けるか、そのための空間やディスプレイはどのようなものがいかなどなど、あらゆるものをデザインして具体的に提案すること。そして司令塔のようなポジションで制作を統括する業務も行います。

重視するのは、長く使ってもらえること、古くならないデザインであること。それを念頭に、そのものの本来の姿を生かし、最も美しく見えるようにするのがデザインの仕事ではないかなと考えています。

自分自身の作品としては、行灯を幾重にもふんわり重ねたような照明「KASANEANDON PENDANT LIGHT\_S」など、ジャパン・クオリティをテーマにしたプロダクトを発表してきました。最近では西ベンガル地方に伝わる伝統的な刺し子「カンタ刺繍」のプロダクトも。こちらはインドの手仕事の極みともいわれるもので、現地の作り手さんたちと一緒に新たな色彩やデザインでのテキスタイル作りに挑戦しています。

様々な形でデザインやプロダクトに関わってきて、今改めて思うのは「顔」をつくることの大切さでしょうか。そのものの持つよさに加えて、発信する側の思いがしっかりと伝わる「顔」の部分をいかに明確に示していけるか。デザインの要であるとともに、もしかしたら何事にも重要なことなのかもしれませんね。

## 失敗を恐れずに新しいことに挑戦する

昨年から続くコロナ禍では、私たちの業界も大きな影響を受けています。仕事上でも個人的にも残念に思



KACHI-UMA 寺内氏の作品は上段真ん中



松永窯新工房



寺内氏がデザインされたプロダクト

う出来事が少なくありません。でも、こと私自身のことを振り返ると学生時代からこれまでどれだけの遠回りや失敗を重ねてきたことか……。落ち込んだこともあります。今になってみればそれらの経験の全てが実になっているようにも思うのです。

世の中では失敗しないことが重視されがちで、とくに若い世代にその傾向があるようにも思います。でも「やってみたい!」と手を挙げることはとても大事。そして、かつて自分がそうしてもらったように、手を挙げた人にやらせてあげられる人でもいたいですよね。これからもめげることなく、新しい形で発信を続けることに挑戦していきたいと思っています。

**SDYD STORE** <https://sdydstore.com/>

寺内氏と夫でファッションデザイナーの井上セイジ氏による公式オンラインストアがオープンしました。こちらで紹介した「KACHI-UMA」「IKKON」など寺内氏の作品が見られます。

寺内デザインオフィス HP <http://www.t-designoffice.co.jp/>

# 改正税法

## 解説 その1

税理士 松本竜士

令和3年3月26日衆議院本会議において令和3年度税制改正法案が可決成立しました。今回の改正では「ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生」、「デジタル社会の実現」、「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」など、各テーマに沿って改正が行われました。その中で今回は個人所得・資産課税に関わる改正のポイント等について解説いたします。

### 1. 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例の適用について、令和3年9月30日（一定の場合11月30日）までに契約を締結し、令和4年12月31日までに居住した場合まで適用期限が延長され、合計所得金額が1,000万円以下の場合には床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用が可能となり一部要件が緩和されました。

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
<b>[改正後]</b> 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
			面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下	

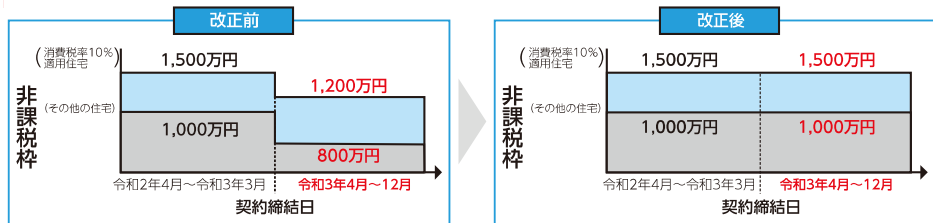
### 2. 退職所得課税の適正化

令和4年分以降において勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職手当について、2分の1課税の適用が300万円（退職金から退職所得控除額を引いた残額）までの上限が設けられ、300万円を超える金額については2分の1課税の対象外となりました。

なお、勤続年数5年以下の法人役員等の退職金につきましては、課税対象となる金額の全てが2分の1課税の対象外となっています。（平成24年度税制改正）

### 3. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

親又は祖父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税枠（1,500又は1,000万円）が令和3年12月末まで延長され、所得及び面積要件が住宅ローン控除の特例と同様に緩和されました。



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

### 4. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

教育資金等の一定の一括贈与を行った場合の適用期限が令和5年3月31日まで延長されました。

また、贈与者が死亡した場合において教育資金等の残額がある場合には、相続等によって取得したも

のとみなされ、子以外の直系卑属に相続税が課税される場合には税額の2割加算の対象となりました。

### 5. 相続税と贈与税の一体課税

今年度の改正は見送られましたが、令和2年12月に公表された税制改正大綱において、「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見

直す」相続税と贈与税の一体化に向けた検討が進められる予定となっています。今後の動向が気になるところです。

次回 その2で法人税について解説をします。

※図 財務省 HP 「令和3年度税制改正」 より引用

# コロナを生き抜く

東京都では当初、「短期間で集中」と言われていた3回目の緊急事態宣言も延長がされました。依然として多くの事業者にとって明るい兆しが見えない、またいつまで続いていくのか不安な日々が続いていると思います。

そんな中でも「コロナを生き抜く」様々な事業者の、必死な取り組みと工夫を今月号も引き続きご紹介していきます。



## 当たり前のことを当たり前

S社は、足立区で建設業を営む社員60名の会社。俗にスーパーゼネコンと呼ばれる会社から工事を請け負っている。

とにかく「現場を止めるな」を合言葉に現場へ向かう社用車の乗車人数は運転席と後席の2名限定。間にはアクリル板を設置、不足する車両は長期でレンタル契約を結んだ。社員寮でも食事や入浴は時間差で密にならないように。浴場の入り口には「背中流し厳禁」の張り紙が。これらはほんの一例だが、社長は「何かと窮屈にはなったが逆に社員の一体感が高まった気がする、とにかく感染防止のためベストを尽くす、社員からもいろいろアイデアが出てくるんですよ、まさに災い転じて福となすですね。」と相手を崩す。



## 動物病院のコロナ対策

動物病院のコロナ対策の事例を2例ご紹介。

A社では、緊急事態宣言による夕方以降の人の流れが少なくなったこともあり、診療終了時間を1時間早める取り組みを行った。これにより、これまでなかなか手が回らなかった、日中に来院された飼い主さんへの電話でのフォロー（診察後の経過確認など）や来院された飼い主さんとのコミュニケーションの時間を多く確保できるようになり、サービス品質の向上につながっている。

一方、I社では、待合室での密を避けるために、これまでの予約制をとっていなかった診療体制か

ら、原則、完全予約制を実施した。これにより、診察数や時間などの波が読みやすくなり、シフトも計画的に組むことができ、病院内の業務も落ち着いて、しっかりとした対応をとれるようになっていく。また、来院された飼い主さんの待ち時間が短くなり好評だ。

両病院に共通することとして、後ろ向きに捉えられがちなコロナへの対応を行うことで、患者さんに我慢を強いる（サービスを制限する）のではなく、サービス品質の向上につなげて、結果的に、売上への影響も非常に限定的になっている点が挙げられる。



## 癒しを求めて需要が高まるアクアリウム

アクアリウム用品の製造卸・小売を行っているO社。緊急事態宣言下において初めてアクアリウムを始める人が急増し、売上を伸ばす結果となっている。店舗での混雑や持ち帰りの不便さを解消するため、専用のネット販売サイトへ誘導する工夫や初心者向けの設置方法の動画を作成。新規の顧客のニーズに合わせたサービスの提供を工夫している。また、施設内の店舗の営業は、施設の時短営業について一般の顧客の来店時間に影響が少ないためスタッフの負担を減らすことにつながっている。

これまでは、年々市場の縮小傾向が続いていたが、新規市場の拡大を受け、いかにリピーターを増やすか。次はこの一手にかかっている。

## グループ法人・事業部紹介

# 事務総合サービス事業部

給与計算受託グループ:TEL03-3980-8939 キャリアスタッフグループ:TEL03-3980-9058

事務総合サービス事業部は、給与計算受託グループとキャリアスタッフグループの2つのグループで構成されており、総勢15名の事業部となります。

給与計算受託グループは、煩雑な給与計算・年末調整を、少人数から100名以上の大人数までお客様のご要望を伺いながら柔軟に効率よく処理することを心掛けております。また、業務を整理し、新たな業務フローもご提案いたします。現在は、給与明細のWEB配信をすすめており、年末調整のクラウド化にも着手しております。

給与計算は、間違えられない本当に神経の磨り減る仕事ですが、みんなでチェックをしあって納品しております。

キャリアスタッフグループは、人材派遣・人材紹介

の業務を行っております。経理スタッフが中々みつからない、一人増員するほどの業務量ではない等、幅広いご要望にこたえるべく優秀なスタッフを人選しております。月1日や短期のお仕事にも対応しており、スタッフのフットワークの良さも評判です。他社よりも勤続年数の長いスタッフも多い方です。それだけお客様に大切にしているからだと思えます。

バックヤードの業務になりますので、地道な作業が多い部署になりますが、チームワークで業務にあたっております。今後ともよろしくお願ひいたします。



キャリアチーム



給与チーム (他4名業務中)

## 保険ワンポイント



夫の死後、夫が被保険者となっている生命保険を請求しようとした所、受取人変更をしておらず、死亡保険金受取人は前妻のままでした。契約上の受取人は前妻のままですが、夫の法定相続人である現在の妻は前妻に代わって保険金を受け取る事が出来ますか。



出来ません。保険金は受取人の固有財産のため、離婚により他人となっても指定された前妻が本来持っていた財産となり、被相続人の相続財産とみなさないため、生命保険金を相続人で分割することや遺留分（相続財産の一定割合を取得することができる制度）を請求することができません。このような事態を防ぐため、年に一度各保険会社から送付される“ご契約内容のお知らせ”でご確認いただく事をお勧めします。

なお、前妻が受取った死亡保険金は、この契

約形態であれば「遺贈」（相続人以外が財産を引き継ぐこと）により取得したものとなり、「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。

実際に相続税負担が発生するか否かは夫の相続財産総額と法定相続人の数等によりますが、相続税の計算において夫の法定相続人ではない前妻は、生命保険の非課税枠が適用できず、また、税額は2割加算の対象となります。具体的なご相談については担当者までお問合せ下さい。

お問合せはFP事業部まで **03-6844-0952**



～散歩～  
第一コンサルティング  
佐藤 史恵

はじめまして。昨年11月に中途入社しました佐藤史恵です。

私は歩くことが好きで、天気の良い日はあてもなくふらりと散歩に出ます。方向音痴のためよく迷子になるのですが、それもまた醍醐味のひとつです。

先日ふと「歩いて行けそうだな」と思い、赤羽から池袋まで歩いてみました。普段は電車で約10分。一瞬で通り過ぎてしまうエリアですが、下道を歩いてみるとたくさんの発見がありました。

河川敷でトランペットの練習をする少年を見かけたり、路地裏にひっそりとお店を構えるカフェに立ち寄ってみたり。知っているようで知らなかった景色がどんどん視界に飛び込んできて、飽きることがありません。神社や商店街など、目につくたびに



寄り道をしていたらどんどん最短ルートから外れてしまい、結局池袋に着くまで2時間以上もかかってしまいました。

普段仕事をしているとどうしても効率ばかりを追い求めてしまって、気づくと視野が狭くなり焦りばかりが募ってしまいます。そんな時は一度考えることをやめて思い切り外の空気を吸ってみると、視界がパッと晴れて気持ちをリセットできる気がします。

【12月決算法人】 **業種別景況分析**

伸び率			業種区分	件数	黒字件数割合	
売上高	人件費	銀行借入金残高			当期	前期
-12%	-6%	-7%	製造業	14件	64%	79%
-11%	-0.1%	48%	建設業	30件	63%	73%
9%	-3%	12%	不動産業	16件	75%	75%
-9%	2%	31%	卸売・小売業	12件	75%	75%
-18%	-3%	100%	飲食業	4件	50%	50%
-11%	-9%	26%	医療・福祉業	5件	40%	80%
-23%	-8%	9%	サービス業&その他業種	24件	58%	67%
-11%	-3%	9%	全業種合計	105件	64%	72%

今月のコメント

- ◆ 今月もこれまでと同様、全体的に売上高伸び率のマイナス、銀行借入金残高伸び率の上昇、黒字件数割合の減少となりました。
- ◆ 製造業の銀行借入金残高は全体的には増加の中、計算上1社で数値を押し下げ△7%となりました。
- ◆ 不動産業では土地の売買があったため売上高伸び率を+9%に押し上げました。都心一等地の売買であることから、限定的な層には動きがあるものと考えられます。
- ◆ 今回12月決算法人の企業の中で感じた特徴的なこととして、海外取引をしている企業のダメージです。製造業では、海外の取引先が止まってしまったことによる影響。留学の斡旋事業をしているサービス業では、出入国の制限による影響などがありました。

【算出方法】

- ・前期データを100とし、伸び率を算出しています。
- ・売上高と人件費は1社ごとの各伸び率を算出し、サンプル数で平均しています。実態をより正確に反映させるため、イレギュラーな事象によって異常値が出た数値及びサンプルは集計から除外しています。
- ・銀行借入金残高は業種の傾向をより正確に反映させるため、それぞれの全社分を合計し、そこから増減率を計算しています。
- ・対象となるサンプルは前期・当期両方の数値があるもののみを採用しています。

▶ 次号は1月決算法人の分析です

## INFORMATION

### DDK DDKコーナー

#### ▶DDK ETCカードのご案内

高速道路利用にあたって、UCカードと提携した法人専用ETCカード（高速利用限定）をお薦めします。①カードごとの月高速利用額に対し割引、②車両名義を問わない、等のメリットがあります。

#### ▶労働保険事務組合のご利用

事業主に代わり様々な事務（従業員の入社・退社の手続き、労働保険料の計算・申告・納付）をお引き受けします。事務組合を利用すると①社長も労災保険に加入できる（特別加入制度）、②保険料を3回に分けて納めることができるなどのメリットがあります。

#### ▶経営セーフティ共済ご加入を

経営セーフティ共済とは、取引先に不測の事態が生じた際に、掛金総額の10倍の範囲内で、無担保・無保証人・無利子の貸付が受けられる制度です。掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

#### ▶小規模共済ご加入のおすすめ

小規模企業の役員の皆さんの退職金制度です。掛金は全額課税対象所得から控除、共済金の受取は一時払、分割払又は一時払と分割払の併用から選択できるなどの特色があります。

●お申込み・問い合わせは ☎03(3980)8298

## 令和3年5月・6月の雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に、雇用調整助成金の特例措置が講じられてきましたが、**一部内容を変更し**、特例措置が**6月30日まで延長**されることとなりました。

#### <原則的な措置> 助成率・上限額の縮減

- ・助成率（中小企業、解雇等を行わない場合）  
10/10→9/10へ変更
- ・1人1日あたり上限額  
15,000円→13,500円へ変更

#### <例外> 下記①②のどちらかに該当すれば、4月までと同じ要件※で受給可能

※中小企業、解雇等を行わない場合の助成率 10/10、1人1日あたり上限額 15,000円

##### ①業況特例

特に業況が厳しい**全国の事業主（業種限定なし）**で、休業の初日が属する月から遡って**3カ**

月間の生産指標(売上等)が、前年同期または前々年同期と比較し**30%以上減少**している場合

##### ②地域に係る特例

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言（予定）が発令されている地域で、都道府県知事による要請を受けて、営業時間の短縮等の自粛に協力している飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主（**地域・業種限定あり**）

##### ★補足事項★ 給与締めとの関係について

4月30日までとなっている現状の要件は、支給対象期間の初日が4月30日までの中に入っている分まで適用されます。例えば15日締め当月25日払の会社では、4/16から5/15締め、5/25払給与までが4月までの要件として適用となります。5月、6月の特例も恐らく同様の考え方になると予定されています。

<注>こちらの情報は令和3年5月18日現在の情報となっております。

## 放言三昧

2021年ももうじき半年が経過する。今年に入ってからほぼ常に緊急事態宣言だったり、まん延防止等重点措置だったり、ずっと自由に飲食しづらい日々が続いた。最寄り駅から自宅に向かうまで、飲食店が連なる通りがあって、その近くには大企業もあることから、かつてはにぎわっていた。残念なことに、知っている店だけで3軒は姿を消してしまった。

筆者は家の近所の焼き鳥屋によく行く。毎週のように金曜日の仕事終わりは小一時間、そこで焼き鳥

とチューハイを頂くのをルーチンとしていた。昨年はテイクアウトにも挑戦されていたが、今はそれでは焼きたてを味わえないからとテイクアウトもやめ、ランチしか提供していない。でもその対面にある競合店はしれっと営業していたり…なんてことも。

毎日店の前を通るたび、提灯が飾ってあることにとりあえずは一安心。いち店のファンとしても、早く再開できるようになることを祈るばかり。また焼きたての焼き鳥とチューハイで一週間を締めくりたい。（杏爺）